

東京都公報

発行 東京都

定める規則

東京都体育施設条例の一部を改正する条例（令和六年東京都条例第二十六号）附則第一項ただし書の東京都規則で定める日は、令和七年九月六日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○東京都告示第三百十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百五条の二第三項の規定により、発起人から特定第一号漁業者との規約の設定について同意成立の届出があり、当該同意

は同条第四項に規定する要件に適合すると認められるので告示する。

令和七年三月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

加入区の
名称
てんぐさ
伊豆大島
第一加入
区

発起人氏名
森川 謙
松山 俊延
同町岡田字新開十
七番地九号

住 所
大島町泉津字伊東無
二百七十二番地一號
二月二十七
日

同 意 成 立
年月日

東京都指定名
勝

旧前田庭園（駒場公園）
三万七千三百十六・四二平
方メートル

国
東京都
目黒区

目黒区駒場四丁目三番五十
五号 目黒区立駒場公園内

三萬七千三百十六・四二平
方メートル

国
東京都
目黒区

大沢の山葵栽培農家
建造物 一棟
関係民具 八点

附 篓輪家文書 二百
三十二点
号

大
澤
市
大
沢
二
丁
目
十七
番
三
鷹
市

新たに指定するもの

種 別
東京都指定有形文化財（建物）
学士会館 千代田区神田錦町三丁目二
一般社団法人学士会 人学士会
民俗文化財
大沢の山葵栽培農家
建造物 一棟
関係民具 八点

令和七年三月二十六日

東京都教育委員会

東京都体育施設条例の一部を改正する条例（令和六年東京都条例第二十六号）附則第一項ただし書の東京都規則で定める日を定める規則を公布する。

規 則

規 則

○東京都体育施設条例の一部を改正する条例附則第一項ただし書の東京都規則で定める日を定める規則

一項ただし書の東京都規則で定める日を定める規則

東京都知事 小 池 百合子

○東京都規則第十二号

東京都体育施設条例の一部を改正する条例附則第一項ただし書の東京都規則で定める日を定める規則

一項ただし書の東京都規則で定める日を定める規則

一項ただし書の東京都規則で定める日を定める規則

一項ただし書の東京都規則で定める日を定める規則

令和七年三月二十六日

告 示（教）

○東京都教育委員会告示第十号

東京都文化財保護条例（昭和五十一年東京都条例第二十五号）第四条、第二十六条及び第三十三条の規定に基づき、次のとおり東京都指定有形文化財等の指定を行う。

発行
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
○三(五三二二)一一一二(代)
郵便番号 163-8001

定価
一本号
(郵送料を含む。) 三〇円
六、六〇〇円

印刷所
電話 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
○三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号 101-0051